

## 地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会について

### 1 評価委員会とは

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設置を義務付けられた市長の附属機関です。

### 2 評価委員会の所掌事務（主なもの）

- (1) 市長による中期目標の策定・変更の際に意見を述べる(法第25条第3項)
- (2) 中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間における業務の実績に関する、市長による評価の際に意見を述べる(法第28条第4項)
- (3) 中期目標期間の終了時の検討の際に意見を述べる(法第30条第2項)
- (4) 当該事業年度における業務の実績などに係る市長による評価の際に意見を述べる  
(地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会条例(以下「条例」という。)第2条)。
- (5) 市長による中期計画の認可の際に意見を述べる(条例第2条)

など

### 3 令和5年度第2回評価委員会の目的・役割

- (1) 第3期中期目標期間（令和2年度～令和5年度）の業務実績（見込）の評価（案）に係る意見聴取  
市長が、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うにあたり、評価委員会に意見を求めるものです。
- (2) 第3期中期目標期間の終了時の検討に係る意見聴取  
市長が、中期目標期間の終了時に、府中市病院機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うにあたり、評価委員会に意見を求めるものです。
- (3) 第4期中期計画（府中市病院機構が作成）の認可に係る意見聴取  
市長が中期計画を認可するにあたり、評価委員会に意見を求めるものです。